

大阪広域環境施設組合公告第7号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年6月17日 大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸
1 担当

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス12階

大阪広域環境施設組合 総務部経理課

電話 06-6630-3349

2 入札に付すべき事項

(1) 売扱物品及び予定数量

売扱物品名	予定数量
令和6年度（中期）舞洲工場 鉄屑（不純物含む）	鉄屑（不純物含む）463トン

(2) 引取期間

令和6年8月1日から令和6年11月30日まで

(3) 引取場所

舞洲工場

大阪市此花区北港白津1-2-48

(4) 引取方法

売扱仕様書による。

(5) 入札方法

売扱物品の単価（1tあたりの税込単価）で入札を行う。詳細は入札説明書による。

(6) 下見場所及び下見日時

下見場所	下見日時
舞洲工場	令和6年7月8日（月） 午後1時30分集合

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本組合の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 入札参加申出時において、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪広域環境施設組合に対し売扱

入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること

- (5) 引取場所での売扱物品の保管能力を超えない範囲で余裕をもった引取ができること

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本組合交付）

- (2) 大阪広域環境施設組合の発行する令和4・5・6年度物品売扱入札参加承認証の写し

5 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関するお問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から令和6年7月3日（水）午後5時まで上記1及び大阪広域環境施設組合ホームページにて無償により交付する。

- (3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から令和6年7月3日（水）午後5時まで

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

令和6年7月9日（火）午前10時

（入札室は約30分前より会場）

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアス11階

大阪広域環境施設組合入札室

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

「物品買受申込書」に記載された金額が、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、令和6年7月3日（水）までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本組合より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）第27条第1項の規定に該当する入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管立会者の確認印のない入札は無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

（大阪広域環境施設組合総務部経理課）

【元請負人（契約相手方）用】

年　月　日

大阪広域環境施設組合
契約担当者 事務局長 様

<u>所 在 地</u>	
フ リ ガ ナ	
<u>商 号 又 は 名 称</u>	
フ リ ガ ナ	
<u>代 表 者 の 氏 名</u>	
生 年 月 日	年　月　日 生　印
<u>受 任 者 名</u>	

誓 約 書

私は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共事業等を受注するに際して、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：令和6年度（中期）舞洲工場鉄屑（不純物含む）売扱（単価契約）

2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに掲げる者に該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号アに規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を貴組合に提出します。

6 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号イに規定する者について、貴組合からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴組合に提出します。

7 私が使用する大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する下請負人等が、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号又は第5号アからカに該当する事業者であると貴組合が他の地方公共団体その他公共団体から情報提供等を受け、又は貴組合の調査により判明し、貴組合から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抜粋）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
 - ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者（（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの
 - （ア）事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - （イ）支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - （カ）営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - （イ）事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いづれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(誓約書の徴収等)

第12条 事務局長は、契約相手方に対し、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本組合の外郭団体である場合
- (2) 契約の内容から、暴力団を利用することならないと認められる場合
- 2 事務局長は、契約相手方が誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないものとする。
- 3 事務局長は、契約相手方に対し、当該公共工事等における下請負人となる者から誓約書を徴収し、本組合に提出するよう求めるものとする。ただし、下請負人が第1項各号に該当すると本組合が認めた場合はこの限りでない。
- 4 事務局長は、契約相手方が前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約相手方に対し、本組合に報告するよう求めるものとする。
- 5 事務局長は、公共工事等からの暴力団の排除に關し必要と認めるときは、契約相手方を通じて、第2条第8号イに規定する者に対し、誓約書の提出を求めるものとする。
- 6 管理者は、誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
 - (1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合
当該認定をした日から2年
 - (2) 第2条第5号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合
当該認定をした日から1年